

令和8年度島根県障害者ピアサポート研修 開催要領

1. 研修目的

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障がい福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障がい福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取り組みを支援することを目的とする。

2. 実施主体及び実施機関

実施主体：島根県

実施機関（委託先）：一般財団法人保健福祉振興財団

3. 開催日時・会場

研修区分	日時	会場
基礎研修	10月24日（土） 13：00～17：45	朱鷺会館 （出雲市西新町二丁目 2456-4）
	10月25日（日） 9：30～15：45	
専門研修	11月16日（月） 9：30～17：45	島根県出雲合同庁舎 （出雲市大津町 1139 番地）
	11月17日（火） 9：30～16：00	

※ 基礎研修・専門研修合わせて4日間実施します。

※ 記載の時間は研修時間です。受付時間等は受講決定通知時にご案内します（研修時間は今後変更となる可能性があります）。

4. 研修内容

別紙参照

5. 受講対象者

原則、事業所単位での申込みとします。「当事者」「協働支援者」の2人1組で申込みください。

※ 島根県内の事業所の方又は島根県内に居住する方に限ります。

（1）当事者（下記ア・イすべて満たす者）

ア 下記いずれかに該当する者、または現在該当しないが以前該当した者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい含む）、高次脳機能障がい者、難病患者

イ 下記いずれかの指定を受けた事業所で雇用契約に基づき雇用されている、または今後雇用契約を結ぶ予定の事業所が決まっている者（雇用形態は常勤・非常勤問わない）

自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

※ 共同生活援助のうち、日中サービス支援型は除きます。

※ 自立訓練のうち、宿泊型自立訓練は除きます。

（2）協働支援者（下記ア・イすべて満たす者）

ア （1）当事者が所属（見込み）する事業所の職員であること（常勤・非常勤は問わない）

イ （1）当事者と協働して支援を行う職員であり、ピアサポーターによる支援体制の構築に中心的な役割を担う予定である者（管理者、サービス管理責任者、相談支援専門員など）

6. 定員

24名（当事者12名、協働支援者12名）

※ 先着順ではありません。受講希望者が定員を上回った場合は島根県と協議のうえ選考します。

7. 受講料

無料（会場までの交通費及び昼食代等は自己負担となります）

8. 申込について

（1）申込期限

令和8年8月12日（水）23：59

（2）申込方法

当財団 HP の申込フォームより申込みください。

当財団 HP：<https://kensyu.hokenfukushi.or.jp/wel29/>

※ 申込後、申込完了メールが届きますので、申込内容を必ずご確認ください。

（3）申込時に必要な書類

申込フォームにて、下記書類の添付が必要になります。

ア 当事者（2種類）

- ・ 氏名、生年月日が確認できる本人確認書類（マイナンバーカード等）
- ・ 下記表内における障がいがあることを確認できる書類

イ 協働支援者（1種類）

- ・ 氏名、生年月日が確認できる本人確認書類（マイナンバーカード等）

※ 添付が難しい場合は申込フォーム送信後、下記住所宛に送付ください（当日消印有効）。

送付先：〒550-0003 大阪市西区京町堀1-6-2 肥後橋ルーセントビル5階
一般財団法人保健福祉振興財団

種類	書類
身体障がい	・ 身体障害者手帳
知的障がい	・ 療育手帳
精神障がい （発達障がい含む）	・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 精神障がいを事由とする公的年金を受けていることを証明する書類（年金証書等） ・ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） ・ 医師の診断書
高次脳機能障がい	・ 精神障害者保健福祉手帳（器質性精神障害） ・ 医師の診断書 ・ 身体障害者手帳（手足の麻痺、言語障がいが残った場合） ・ 療育手帳（18歳以前の発症（受傷）により知的発達に障がいが生じた場合）
難病患者	・ 医師の診断書 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 登録者証 ・ 指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の不承認通知書

（4）留意事項

- ・ 添付にあたっては氏名、生年月日、障がいの種別が記載された箇所を添付してください。
- ・ 申込内容に不備がある場合や必要書類の添付（または送付）がない場合は、申込を受付けない場合があります。
- ・ 申込後切後に受講者の変更はできません。

9. 受講決定

受講決定者へは「受講決定通知」を、不決定者へは「落選通知」を、令和8年9月中旬頃にメールにて通知します（選考の進行によって遅延する場合がございます）。

10. 修了証書

所定カリキュラムの全科目を修了した者に修了証書を交付します。

受講態度の著しい不良等、島根県が適当でないと判断した者には修了証書の交付をしない場合があります。

11. その他

- 本研修の修了により、ピアサポート体制加算・実施加算の算定基準の「ピアサポート研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者」となります。
- 修了認定には4日間（基礎研修・専門研修）全ての受講が必要です。
- 原則、15分以上の遅刻・途中退室は欠席とみなします。
- 個人情報については、本研修以外の目的で使用することはありません。
- 発熱や体調不良の場合は参加を控えてください。

12. 問合せ

一般財団法人保健福祉振興財団 関西支部 島根県障害者ピアサポート研修係

〒550-0003 大阪府大阪市西区京町堀1-6-2 肥後橋ルーセントビル5階

TEL：06-6940-6117

MAIL：kansai_info@hokenfukushi.or.jp

問合せ時間：平日 9：00～17：30

令和８年度島根県障害者ピアサポート研修

研修内容

基礎研修 会場：朱鷺会館（出雲市西新町二丁目 2456-4）

研修日	時間数	科目
10月24日（土）	30分	ピアサポートの理解
	60分	演習①
	70分	ピアサポートの実際・事例
	40分	演習②
10月25日（日）	40分	コミュニケーションの基本
	60分	演習③
	40分	障害福祉サービスの基礎と実際
	20分	演習④
	30分	ピアサポートの専門性
	50分	演習⑤

専門研修 会場：島根県出雲合同庁舎（出雲市大津町 1139 番地）

研修日	時間数	科目
11月16日（月）	30分	基礎研修のふりかえり
	40分	ピアサポーターの基礎と専門性
	60分	演習①
	40分	ピアサポートの専門性の活用
	30分	演習②
	各40分	【当 事 者】関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際 【協働支援者】ピアサポートを活用する技術と仕組み
	40分	演習③
	20分	演習④
11月17日（火）	各30分	【当 事 者】ピアサポーターとしての働き方 【協働支援者】ピアサポーターを活かす雇用
	40分	演習⑤
	30分	セルフマネジメントとバウンダリー
	40分	演習⑥
	40分	チームアプローチ
	60分	演習⑦